

平成19年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

厚生委員長 田 中 順 子

厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成19年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成19年10月23日（火）から10月25日（木）まで

2 視察先

堺市（大阪府）、大津市（滋賀県）、米原市（滋賀県）

3 視察項目

(1) 子育てアドバイザー派遣事業（堺市）

本市では平成18年3月に、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康・福祉総合計画2010」を改定し、地域における協働のまちづくりの実践を通じ、子ども・子育て支援の一層の充実を図ることとしている。

特に在宅家庭に対する支援の具体的な取り組みとして、少子化、核家族化の進行により育児に対する不安や悩みを抱える親も多いことから、孤独な子育ての解消の場と身近な相談機能のなご一層の拡充を図ることとしている。

そこで、本市議会としても、在宅家庭における子育て支援事業に係る効果と課題を把握するため、先進事例の調査を行った。

(2) 堺市立のびやか健康館（堺市）

本市では健康・長寿社会の実現を目指し、スポーツ施設や医療・保健機関等との連携を図りながら、スポーツを中心とした総合的な健康づくり推進の拠点として総合スポーツセンター(仮称)の建設の検討を進めているところである。

そこで、本市議会としても、健康づくりに係る取り組みの効果と課題を把握するため、先進事例の調査を行った。

(3) クリーンセンター東第二工場（堺市）

本市では平成18年3月に「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、平成25

年度の稼働を目指した新ごみ処理施設の建設を計画しているところである。

本計画では、当該施設を環境と安全に徹底的に配慮した施設とすることや、熱エネルギーの有効利用を積極的に進める施設とすることとしている。

そこで、本市議会としても、ごみ処理に係る取り組みの効果と課題を把握するため、先進事例の調査を行った。

(4) 大津市子育て総合支援センターゆめっこ（大津市）

本市では平成18年3月に、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康・福祉総合計画2010」を改定し、地域における協働のまちづくりの実践を通じ、子ども・子育て支援の一層の充実を図ることとしている。

特に在宅家庭に対する支援の具体的な取り組みとして、支援拠点の地域展開を検討するとともに、子ども家庭支援センターを拠点に、相談からサービス提供まで、包括的に子育て支援サービスが提供できるよう、子育て支援サービスの総合コーディネート機能を強化することとしている。

そこで、本市議会としても、子育て支援に係る施策の総合化の効果と課題を把握するため、先進事例の調査を行った。

(5) バイオマス利活用事業（米原市）

本市では平成15年度から8年間のごみ処理について、具体的な取り組みの指針となる「三鷹市ごみ処理総合計画2010」を策定し、持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理を推進することとしている。

また、平成19年3月には、三鷹市環境基本計画を改定し、市民・事業者・市の環境保全に対する取り組みをさらに推進・充実させ、「循環・共生・協働のまち みたか」の確実な実現を目指すこととしている。

具体的な取り組みとしては、ごみの発生抑制の推進のため、有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充を図ることや、リユース・リサイクルの推進のため、生ごみのバイオガス化について調査・研究を行うこととされていることから、本市議会としても、資源循環モデル事業における効果と課題を把握するため、先進事例の調査を行った。

4 出張者

(1) 厚生委員

田中 順子、川原 純子、赤松 大一、岩見 大三、野村 羊子、
吉野 和之、岩田 康男

(2) 同行職員

健康福祉部長 玉木 博

(3) 随員職員

議会事務局議事係主任 小菅 稔

子育てアドバイザー派遣事業

1 事業の目的及び経緯

近年の少子化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化、都市化による人間関係の希薄化は、子育て機能の低下をもたらし、子育て不安や子ども虐待の増加をもたらす要因となった。

しかし、主な支援者である保健師・家庭児童相談員・保育士等の専門員の増員が困難な状況にあり、この人的限界を超えて施策を推進するためには、行政だけでなく市民を初め多様な主体がともに施策を推進し、広くその潜在力（人的資源）の活用が不可欠と考えられた。

そこで、子育て経験の豊かなボランティア等を活用し、子育て不安及び子どもの虐待等、家庭養育上の問題を抱える家庭並びに地域の子育てサークル等に対し、適切な育児相談、支援等を行う子育て支援アドバイザーを派遣し、子育て中の親子に、精神的な安定をもたらし、問題の解決につながる地域のセーフティーネットの推進を図るため、本事業を開始したものである。

2 事業の概要

(1) 実施主体

堺市

(2) 派遣対象

ア 派遣を希望する家庭

イ 派遣の効果が期待できる家庭

ウ アドバイザーの支援を申し出た子育てサークル等

エ その他市長が必要と認めるもの

<派遣対象となる例>

- ・近所で孤立し、子育ての相談相手もいないため、交流の場の確保が必要なケース
- ・離乳や遊びなど子育てについて未熟な面があるため、一緒に子育てをやっていく人が必要なケース
- ・子育てサークルの立ち上げ方法やその後の運営方法がわからないケース

<派遣対象とならない例>

- ・専ら家事ヘルパーや保育所などの送り迎えとして活動するケース（ただし支援の一部であれば可能）
- ・重度の虐待等、専門職員がかかわる必要があるケース
- ・特定の公的団体から資金援助を受けているサークル

(3) 支援の方法

ア 訪問方式

家庭・サークル（以下「家庭等」という。）を訪問し、その家庭等を支援する。

イ 活動体験方式

特定の地域または会場等に同行して、当該地域における家庭の養育に係る活動を支援する。

(4) 支援の内容

ア 相談・助言

子育て不安等の軽減のため、対象家庭を訪問したとき等に、子育て上の悩みの相談を受けたり、子育てに関する助言を行う。

イ 育児体験の提供

自分の育児体験上、よかったことや子育ての喜びや苦情などを伝えたり体験してもらい、子育ての楽しさを知ってもらうとともに、育児に係る技術・知識の習得を支援する。

ウ 対人活動体験の提供

地域の子育てサークルやボランティア活動に参加するように働きかけ、その交流を通して親子が孤立する状況を改善する。

エ 保育・養護

上記の目的を達成するため、支援上必要と思われる範囲で、保育・養護を実施する。

3 事業の流れ

(1) 申し込み

ア 派遣を必要とする家庭等の場合

各保健センター、家庭児童相談室、子育て支援センター（以下「相談機関」という。）は、相談等により派遣を必要とする家庭等があった場合に、当該家庭等に、派遣の承諾を得て、派遣依頼書に必要事項を記入の上、中央子育て支援センターに依頼する。

イ 派遣を希望する家庭等の場合

相談機関は、相談・訪問等において、家庭等が派遣を希望する場合に、適当と認めた場合に限り、依頼書に記入の上、中央子育て支援センターに依頼する。

ウ 子育て関連事業の場合

中央子育て支援センターが適当と認めた場合に限り、派遣する。

(2) 派遣

ア 相談機関からの依頼を中央子育て支援センターが適当と認めたときは、子育てアドバイザーを選定し、派遣決定通知書を相談機関へ送付する。

イ 相談機関は、派遣先家庭等及び当該子育てアドバイザーに通知するとともに、日程の調整等を行う。

ウ 子育てアドバイザーが訪問等を行う。

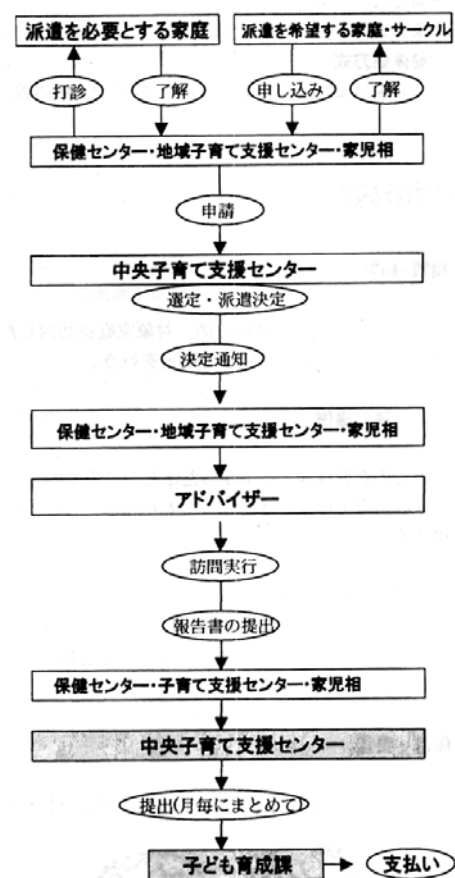
(3) 報告

ア 子育てアドバイザーは、支援を終了したときは、1回ごと「派遣事業実施及び評価報告書」を相談機関を経由して、中央子育て支援センターに速やかに提出する。

イ 中央子育て支援センターは同報告書をもとに、「堺市子育てアドバイザー活動状況報告書」を子ども育成課に提出する。

ウ 子ども育成課は、派遣した子育てアドバイザーに、活動費（1回につき1,000円）を翌月支払う。

子育てアドバイザー派遣フロー図



【出典：子育てアドバイザー活動の手引き】

4 今後の課題

今後は、子育てアドバイザーを中心とした、地域に根差した子育て支援の充実を図っていくことが必要と考えられるため、研修や交流会等を通して、さらなるアドバイザーの質の向上が求められると考える。

また、女性のアドバイザーに比べ、男性アドバイザーの人数が少なく、活動の場も限られてしまっているため、これらの拡充も今後の課題と考える。

◎ 主な質疑

- ・アドバイザーの派遣回数と派遣時間及び派遣曜日について
- ・利用者負担の有無と利用者・アドバイザー間のトラブルについて
- ・具体的相談内容と利用者のプライバシー保護について

◎ 主な提供資料

- ・堺市子育て支援アドバイザー派遣事業（概略）
- ・子育てアドバイザー活動の手引き

堺市立のびやか健康館

1 事業の目的と建設までの経緯

(1) 事業の目的

堺市立のびやか健康館は、隣接するクリーンセンター東第二工場から発生するごみ焼却余熱やスーパーごみ発電による電力のエネルギーを有効に活用することにより、「スポーツを通じての市民の健康増進」「ゆとり・集い・ふれあいの場づくり」「市民の生活文化の向上」に資することを目的として建設された。

(2) 建設までの経緯

平成5年9月 地元との施設建設に係る協定を締結

平成6年度 基本調査

平成9年7月 建築基本設計を業務委託（公募型プロポーザル方式）

平成10年3月 基本設計完了 ※その後、事務事業の見直し

平成14年3月 本体工事着手

平成16年3月 竣工

2 施設の概要

余熱利用施設である本施設では、温水プール、スパ、フィットネスのほか、屋内の多彩なスポーツ施設を組み合わせたメニューを提供している。

設計においては高齢者、身体障がい者を初め、だれもが自然に安心して利用できるよう、フラットアクセスはもとより、細かなサインに至るまでユニバーサルデザインの考え方が導入されている。

(1) 所在地

大阪府堺市金岡町2760番地1

(2) 敷地面積

約2万6,795平方メートル

(3) 構造・規模

鉄筋コンクリート造

地下1階・地上2階

(4) 建築面積

約6,732平方メートル

(5) 延床面積

約9,866平方メートル

(6) 施設内容

【屋内】温水プール、フィットネス、スパ、スポーツ練習場（テニス、フットサル等に対応）



【出典：堺ジャーナル】

【屋外】多目的グラウンド（テニス、ゲートボール等に対応）

(7) 建設費

約171億円（土地：約131億円 建物：約40億円）

(8) 供給余熱

クリーンセンター東第二工場から供給されている余熱量（平成18年度）

- ・蒸気（蒸気タービンからの抽気蒸気） 約7,100トン
- ・電力 約240万キロワット／時間

3 施設の管理運営

本施設は指定管理者制度を導入することにより、民間事業者の柔軟な発想とノウハウを活用し、施設の稼働率の向上や経費の縮減に努めるとともに、市民に対し多様で満足度の高いサービスの提供を行っている。

また、堺市と（株）オージースポーツが共同出資の上、設立された「さかいウエルネス株式会社」(第三セクター)を指定管理者として選定し(指定期間5年間)、独立採算により管理運営を行っているところである。

4 今後の課題

施設のハード面・ソフト面をさらに充実させるとともに、今後は経年に伴う設備の劣化に対する適切な対応が必要になると考えられる。

また、施設と事業内容に関しては、市民へのPRを充実させることや、利用料金の設定など、市民からのさまざまな意見や要望にこたえながら、本施設が市民のさらなる健康増進の拠点となるよう努めていくことが必要と考えられる。

◎ 主な質疑

- ・利用料金の設定と利用者負担軽減制度について
- ・施設・設備の具体的な内容と修繕費用について
- ・施設等に係る市民へのPRの方法について
- ・利用者の年齢構成と安全対策について
- ・クリーンセンター東第二工場から供給される電力の料金設定について
- ・本事業に係る第三セクターへの出資割合について

◎ 主な提供資料

- ・ごみの焼却余熱を利用するスポーツ・健康増進施設 堺市立のびやか健康館
- ・堺市立のびやか健康館建設事業と指定管理者制度の導入について
- ・堺市立のびやか健康館——複合型健康増進施設——
- ・グループエクササイズ タイムスケジュール

クリーンセンター東第二工場

1 建設までの経緯と施設の概要

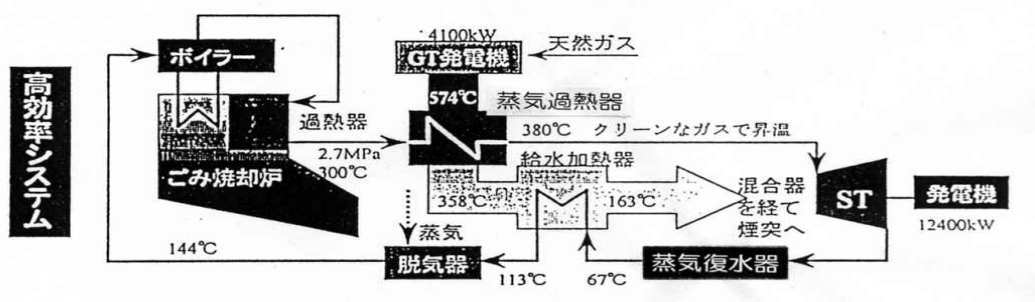
(1) 建設までの経緯

本施設は、昭和43年度から稼働してきた東工場旧炉の老朽化に伴い、新たな工場建設の必要が生じたため建設された。

- 昭和57年 新清掃工場建設計画策定
- 昭和63年 3月 建てかえ計画に係る地元住民との合意
- 平成4年 4月 基本処理フローを確定
 - 8月 スーパーごみ発電の導入を決定
 - 9月 厚生省へ整備計画書を提出、発電計画の協議
- 平成5年 4月 通産省と電気事業の位置づけを協議
 - 自治省と電気事業債ほかの協議
- 6月 工事着工
- 平成8年 9月 試運転
- 平成9年 3月 竣工・運転開始

(2) 施設の概要

建屋構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階
建築面積	7,927平方メートル
延床面積	2万2,792平方メートル
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉
ごみ処理能力	460トン/24時間 (230トン/24時間×2炉)
粗大ごみ処理能力	50トン/5時間 (剪断式)
ごみ発電形式	高効率複合発電システム (スーパーごみ発電)
発電出力	最大合計：1万6,500キロワット ・蒸気タービン発電：1万2,400キロワット ・ガスタービン発電：4,100キロワット
事業費	約189億円



システムの概略図

【出典：堺市 視察資料】

2 施設の特徴

(1) 従来のごみ発電とガスタービン発電を組み合わせた、高効率複合発電（スーパーごみ発電）システムの国内新規第1号機である。

総合的な発電効率が高く、石油による火力発電の負担を少なくし、地球温暖化の原因の1つでもあるCO₂の発生抑制にも貢献する。

(2) 燃焼装置は上向き摺動式のストーカとセラミック製空冷壁（ELW）を組み合わせた方式で、構造的・機能的に発電設備への蒸気供給を安定して行うことができる。

(3) 種々混在した燃料ごみを安定燃焼させるため、コンピューターを駆使した自動化による省力化と知的燃焼制御（ICC）システムを導入。さらに、人工知能の応用により各種データから燃焼状況を総合判断し、最適な制御パターンを自動的に選んで制御することにより、安定した燃焼状態を保つことができる。

(4) 燃焼排ガスをきれいにするために、バグフィルターと消石灰吹込装置、さらには触媒脱硝装置を設置し、ばいじん・硫黄酸化物・塩化水素・窒素酸化物・ダイオキシン等の有害物質の大気放出を厳しく制御することができる。

(5) 運転訓練シミュレーターを導入することにより、プラントの知識を深め、運転技術の向上を図ることができる。

3 今後の課題

高効率システムの運行により、関西電力への売電収入が年間5億円程度あるが、天然ガス料金の高騰により、燃料コストの面で厳しい状況になりつつあるため、今後は大阪市とのネットワークの構築等も視野に入れながら、さらなる効率的な運行に努めることが必要と考えられる。

◎ 主な質疑

- ・ごみ分別の現状と今後の方向性について
- ・ごみの焼却方法と焼却量について
- ・ごみリサイクルの現状と今後の方向性について
- ・ごみピットの機能とメンテナンスの方法について
- ・ごみ処理施設の安定的運行方法について

◎ 主な提供資料

- ・スーパーごみ発電システムを導入——堺市クリーンセンター東第二工場——
- ・堺市クリーンセンター東第二工場の概要等

大津市子育て総合支援センターゆめっこ

1 事業の目的及び経緯

(1) 事業の目的

これまでの子育て支援策は、その推進体制や組織割等が重複するなど非効率的な一面があったことから、子育て情報の一元化を初め、より市民にわかりやすく利用しやすいものとなるよう、そしてすべての子育て家庭に対する取り組みがより効果的・総合的に進められるよう、子育ての拠点となる総合的な場が必要と考えられた。

そこで、子どもを中心とする取り組みが「点から線へ、線から面へ」と広がるように子育ての総合的な支援センター機能を持ち、世代間を超えたつながりを大切に、だれもが集える場として子育て総合支援センターが整備された。

(2) 開設までの経緯

- 平成13年4月 大津市立地域子育て支援センターの設置
※市内、中北部に1カ所、南部に1カ所
- 平成15年5月 次世代育成支援行動計画策定に向けて庁内連絡体制の充実
- 平成16年3月 子育ての総合的な拠点として子育て総合支援センターの設置を決定
- 5月 大津市子育て支援計画推進会議の開催
※本部会議とともにプロジェクトチーム発足
- 平成18年4月 子育て総合支援センターの開設

2 施設の概要

(1) 施設利用対象者

- ・ゼロ歳から就学前の乳幼児とその家族
- ・子育てや子育て支援に関係する自主サークル、市民団体
- ・地域での子育て支援関係機関、関係者
- ・子どもや子育て、子育て支援に関心のある子育て仲間
- ・これから子どもを産み育てようとする青年や、子育て支援に関連して学習をしようとする者

(2) 開館日と時間

- ア 開館日 火曜日～日曜日（週6日） 土・日・祝日開館
9：00～16：30（貸室 ～18：00）※事務機能は8：40～17：25
- イ 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、翌日が休館）・毎月第4日曜日・年4回不定休（点検等） 年間293日開館

(3) 職員配置

所長：1人（保育課長兼務） 副所長：1人 保育士：正規9人、臨時6人、
短時間臨時（4時間勤務）4人 事務職：2人 発達相談員：1人 管理栄養士：1人 保健担当職員：1人 言語相談員（派遣・週12時間）：1人
計：27人

(4) 施設配置図 [明日都浜大津 3階]

【出典：大津市ホームページ】



- ゆめランド：大型遊具や木の道具などを配置した子どもや家族の集いと憩い、遊びの場
- くっきんぐランド：家族で調理体験ができ、昼食は持参した弁当を食べることができる
- おはなしランド：ステージや音響設備があり、人形劇やパネルシアターなどでお話に親しめる
- はいはいランド：乳児やその家族の遊びと憩いの場で授乳室も設置されている
- すくすくランド：講座開催時の託児・保育またはものづくり体験の場
- はるランド：子どもの発達や子育てに関する相談などの支援を行う
- 図書コーナー：絵本との触れ合いと読み語りの場で、絵本や子育てに関する図書の販売も行う
- なごみサロン：子どもと一緒に飲食することができる親子・家族の和みとくつろぎの場
- 事務室：センターの案内や子育て情報の収集・発信を行うとともに、相談も受け付ける
- 会議研修室：講座・研修の開催や各種団体の協議の場
- 交流ホール：子育てにかかわる市民の交流と集い、学習の場
- 相談室：和室1・洋室2の個室で、子どもから目を離さず相談を受けることができる
- 大津市立浜大津保育園：指定管理者（社福）光寿会が管理運営する公立保育園で、ゼロ～5歳児までの通常保育（定員45人）と一時保育を実施

3 事業の概要

(1) 地域子育て応援事業（コーディネート機能）

- ア 各エリアにおける自主サークルと関係機関の主体性、地域の人材を生かす活動支援と調整
- イ 各エリア担当の保育士を窓口に、事業内容の精査や調整を実施、人材の育成と派遣

(2) 情報の収集と発信事業

- ア 子どもや子育て支援に係る情報の掌握と一括的な情報の発信
- イ 具体的な子どもへのかかわり、遊び内容等について

(3) 親子、家族の交流・学習・体験事業

- ア つどいの広場事業：いつでも、だれでもが気軽に集える場の提供
- イ 子育て家族体験事業：体験を通して、触れ合い、学び、共感する

(4) 子育て語り合い相談事業

- ア 日々の子育てについて語り合い、不安や悩みを解消するとともに子どもの成長や子育ての楽しさを感じる取り組み

(5) 大津っ子子育て応援隊養成事業

- ア 子育て支援に係るボランティアを養成し、「ゆめっこ」での主体的な活動を支援するとともに各居住地域での活動の充実を図る
- イ 大津っ子子育て応援隊養成講座第二期生（60名募集）の養成と第一期生（72名）のスキルアップ講座の実施

(6) 発達支援療育事業

- ア 子育てに迷いを持ち、子どもの育てにくさを感じている保護者や発達的な支援を求めている子どもを対象に継続的に実施

(7) 関係課連絡調整事業

- ア 子育て支援関係課連絡会
 - ア 子育て支援に係る関係課が事業内容の共有とともに、エリアでの事業調整や子育てに係る情報の一括収集と発信を目指し、連絡協議を行う
- イ 発達支援関係課スタッフ会議
 - ア 発達支援療育事業に係る関係課が事業内容の検討とともに、子どもの発達や保護者との関わりについて考え合い、具体的事業に生かし合う

(8) 子育て支援関係職員研修事業

- ア 職員の資質の向上と子育て支援に関連して研究し、今後の施策、事業内容に生かす
- イ 子育て仲間や保護者が安心して過ごすことができるかかわりについて具体的に学び、日常に生かす
- ウ 派遣、講義、集合研修等、計画的に実施

4 今後の課題

子育て総合支援センターでは、さまざまな体験事業を広く多くの子どもと家族に実施してきたところではあるが、いまだ参加を希望するすべての子どもと家族に対応できている状況ではない。

今後は、当該事業に参加した家族をつなぎ手として、身近な居住地域での取り組みに生かしていってもらえるよう地域での応援事業をこれまで以上に充実させていく必要があると考える。

◎ 主な質疑

- ・ 専門関係機関（企業・大学・病院等）との連携・協力体制について
- ・ 利用者全体に占める障がいを持つ児童の割合について
- ・ 高齢者と子どもの交流の場の提供について
- ・ 当該施設・設備の概要と総工費について
- ・ 各種講座の参加料金と当該施設を利用した場合の駐車料金について
- ・ 「ゆめっこ子育て夢語り懇話会」の具体的内容について

◎ 主な提供資料

- ・ 子育て総合支援センターについて
- ・ 子育てハンドブック大津っ子（平成19年度版）
- ・ ゆめっこ通信（11月号・特別号）
- ・ ホッとタイムズ（第29号）
- ・ 明日都（あすと）

バイオマス利活用事業

1 事業の目的及び経緯

(1) 事業の目的

近年、林業の衰退や生活様式の変化から、山林の荒廃が進み、災害の発生や生態系への影響が懸念されるとともに、人口も微増傾向にあることから、ごみや汚泥などの量が今後ふえることが予測された。

また、二酸化炭素の排出源である化石資源由来のエネルギーや製品をカーボンニュートラルの特性を持つバイオマスで代替することにより、二酸化炭素の発生を抑制し、地球温暖化の防止につなげることも重要な環境対策の1つと考えた。

そこで、バイオマスの有効な利活用により、地球温暖化の防止を初め、循環型社会の形成や地域の活性化につなげていくこととし、市民の主体的な取り組みを通して、人と自然が共生するまちづくりを進めることを基本に、バイオマスタウンの形成を目指すこととした。

(2) 事業の経緯

- 平成13年度 事業の骨子となる「有機質資源再利用促進計画」を策定
- 平成14年度 エコミュージアム推進協議会を設置し、生ごみの収集方法や堆肥の利用方法などについて検討を行う
- 平成15年度 施設建設地の決定
- 平成16年度 一般廃棄物処理基本計画を策定
- 平成17年度 コンポストセンター起工（平成18年2月14日）
- 平成18年度 コンポストセンター竣工（平成19年2月14日）

2 コンポストセンターの概要

(1) 敷地面積：7,524平方メートル

(2) 主要施設：堆肥化本館棟（鉄筋2階建て）	延べ床面積	1,626平方メートル
床材保管棟（鉄筋平屋建て）	延べ床面積	445平方メートル
実証圃場	面積	500平方メートル

(3) 堆肥化方式：パレット式（自然発酵型）

(4) 処理能力：4.5トン／日

(5) 堆肥化を行う有機質資源（伊吹地域対象）

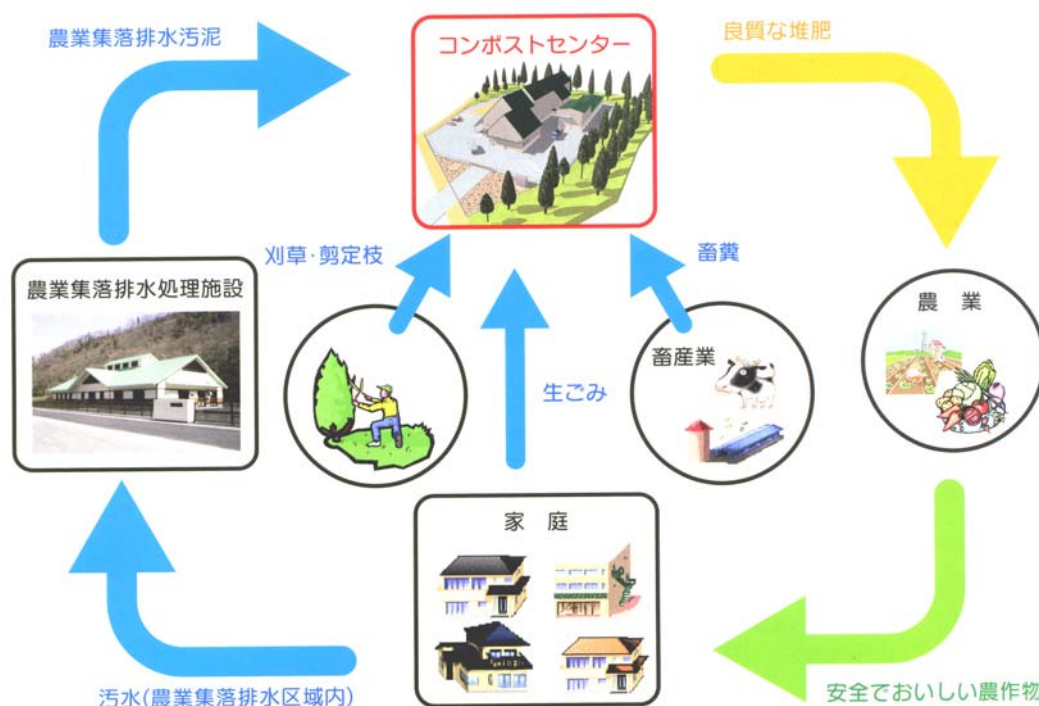
- ・農業集落排水脱水汚泥：1,271.0トン／年
- ・生ごみ：558.0トン／年
- ・刈り草・剪定枝：20.8トン／年

- ・畜糞：593.9トン／年
- ・合計：2,443.7トン／年

※農業集落排水汚泥については、各農業集落排水処理施設で脱水作業を行い、脱水汚泥の状態に施設に搬入するため、コンポストセンターに持ち込まれる脱水後の農業集落排水汚泥は、127トン／年となる。

3 コンポスト化事業の概要

コンポスト化のモデルフローは、各農業集落排水処理施設から発生する汚泥にあわせ、有機性資源である生ごみ、家畜排泄物等もコンポスト化し農地還元するための資源循環施設を設置することとし、汚泥については、各処理場で脱水後、コンポスト施設へ搬入することとし、生ごみ等についても、各自治会からコンポスト化施設へ収集、搬入し、コンポスト化し、堆肥として農地へ還元する自己完結型とした。



コンポスト化モデルフロー図

【出典：米原市コンポストセンター「コンポストーション息吹」】

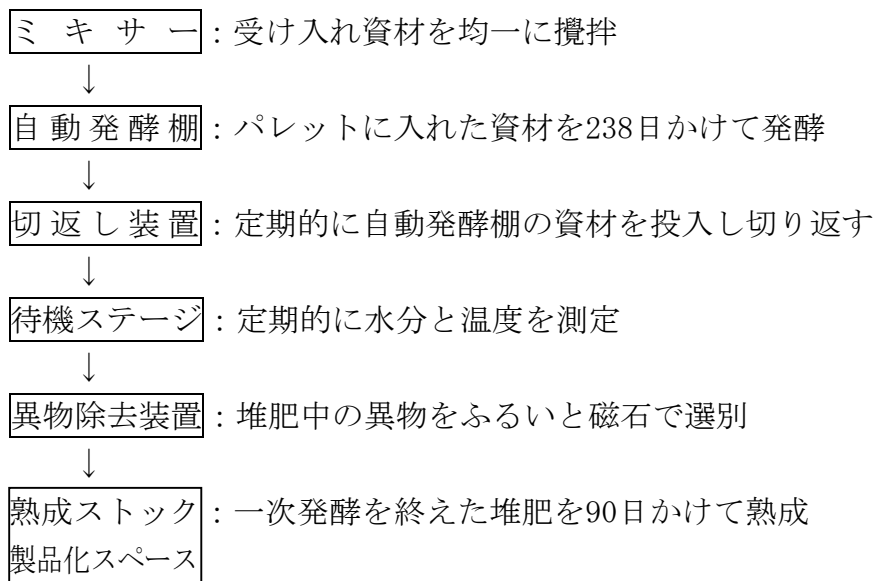
4 堆肥化の流れ

受入ホッパー：受け入れ資材ごとにホッパーに投入し、重量を計測



回収コンテナ：配合設定に基づいて、資材ごとに必要量を投入





5 今後の課題

地域によって異なっている現在のごみ収集の仕方を調整していくとともに、コンポスト化技術のさらなる改善が必要と考える。

また、一般家庭から発生する廃食油をBDF化し、公用車などの燃料に用いる事業の展開も今後の検討課題である。

◎ 主な質疑

- ・ごみ分別の方法とごみ分別の実情及びごみ分別の周知方法について
- ・ごみのコンポスト化の方法とコンポスト化事業を実施する上での市民負担について
- ・コンポスト化事業の対象者と今後の課題及び方向性について
- ・ごみの収集量とごみの堆肥化の割合について
- ・堆肥の販売価格と販売方法について
- ・ごみ集積場の数について

◎ 主な提供資料

- ・米原市コンポストセンター「コンポステーション息吹」

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、子ども・子育て支援事業の充実や総合スポーツセンター（仮称）及び新ごみ処理施設の建設、資源循環モデル事業の拡充など、本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。